

始まります！

確定申告

2月17日(月)～3月17日(月)



所得税・事業税・町県民税の申告時期が近づきました。

今年も保健センターほのほの1階「ひだまりホール」で申告相談を行います。所得金額や税額は正しく計算し、申告と納付は期限内にすませましょう。

確定申告は、前年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての「所得」を計算し、3月17日までに申告して、その税金を納めたり、還付を請求するものです。

所得税

申告の必要な人

- 商業や農業などの事業をしている人。
- 不動産や譲渡所得がある人（土地や建物、株式の売却など）による所得の合計額が基礎控除その他の控除の合計額より多かつた人。
- 年末調整をしていないサラリーマンや2力所以上から給与を受けた人。また、年末調整をしても農業や年金など給与以外の収入がある人。
- 昨年中に源泉徴収された税金や予定納税をした税金に過不足のある人。

町県民税

申告の必要な人

- 給与以外の所得があつた人。
- 2力所以上から給与を受け、年末調整をしていない人。
- 障害年金・遺族年金・恩給のみを受給している人で国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人（保険料の算定は、前年の所得などに基づいて行うため、保険料が減額になる場合でも申告がないと減額ができません）。
- 収入がなかった人。
- ※ 所得税の申告をした人は、町県民税の申告の必要はありません。

申告に必要なもの

- ★ 申告者の印かん
- ★ 生命保険料、損害保険料などの控除を受ける人は「領収書」または「証明書」
- ★ 医療費控除を受ける人は支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書（領収書をあらかじめ整理し、計算しておいてください）
- ★ 給与所得者は源泉徴収票
- ★ 年金受給者は年金支払報告書
- ★ 障害者控除を受ける人は障害者手帳
- ★ 農業所得のある人は経済貯金取引集計表
- ★ その他農機具などを購入した場合は、購入の内容が証明できる書類や必要経費の領収書
- ★ 寄附金控除を受ける人は、特定寄附金の明細書や領収書
- ★ 申告者の通帳など金融機関の口座番号がわかるもの（還付申告の場合）

確定申告相談日程

【申告会場】 保健センター ほのほの1階 「ひだまりホール」

【受付時間】 午前9時～午後4時

【相談日程】

- 山郷地区 2月17日(月)・18日(火)
- 山形地区 2月19日(水)～21日(金)
- 土師地区 2月24日(月)・25日(火)
- 那岐地区 2月26日(水)～28日(金)
- 富沢地区 3月3日(月)・4日(火)
- 智頭地区 3月5日(水)～7日(金)
- 指定なし 3月2日(日)・10日(月)～14日(金)・16日(日)・17日(月)

注意事項

- 最終日3月17日は、午後2時受付終了ですのでご注意ください。
- 混雑を避けるため、なるべく上記日程による申告をお願いいたします。(各地区初日の午前中は、混雑が予想されます)
- 必要書類が揃っていない人や、農業収支計算や負担医療費の計算ができていない人は、申告相談を後回しにさせていただく場合があります。
- 税務署から「確定申告書用紙」が届いている人は、必ずご持参ください。

日曜日でも申告できます

3月2日と3月16日の日曜日(月)に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

住宅ローン控除について

今回の申告で初めて住宅ローン控除を受ける場合は、鳥取税務署での申告となります。

公的年金のみでも

申告が必要な場合があります！

住民税(町県民税)の課税に影響します

平成23年分所得の確定申告から、公的年金等の収入額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得(給与や農業所得など)が20万円以下の場合には、所得税の確定申告を行う必要があります。

但し、住民税の課税は「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている所得控除のみで計算されますので、それ以外の控除(医療費控除、生命保険控除など)を受けようとする場合は住民税の申告が必要です。(所得税の申告をした場合は、住民税申告の必要はありません)。

鳥取税務署で申告する人へ

平成25年分の確定申告会場は、鳥取市役所駅南庁舎(鳥取市富安二丁目138番地4)です。



【期間】

2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日・祝日は申告の相談・受付は行いませんが、2月23日、3月2日の日曜日に限り実施します。

【受付時間】

午前9時～午後4時

【問合せ】

鳥取税務署

☎0857-2212141